

支部長印	処理日 年 月 日	事務局長	班 長	担当者

組 合 員 種 別 ・ 形 態 等 変 更 届

変更前 被保険者証 記号・番号	宮建 A	変更後 被保険者証 記号・番号	宮建 A
-----------------------	------	-----------------------	------

※ 変更前・変更後それぞれ該当する項目の に を入れてください。

種別・ 形態等 の変更	種別区分	変 更 前	変 更 後
	法人事業主	<input type="checkbox"/> 法人事業所の代表者	<input type="checkbox"/> 法人事業所の代表者
	第1種組合員	<input type="checkbox"/> 法人事業所の役員	<input type="checkbox"/> 法人事業所の役員
		<input type="checkbox"/> 個人事業所の事業主 (常勤の従業員数 名)	<input type="checkbox"/> 個人事業所の事業主 (常勤の従業員数 名)
<input type="checkbox"/> 一人親方		<input type="checkbox"/> 一人親方	
第2種組合員	<input type="checkbox"/> 法人事業所の従業員	<input type="checkbox"/> 法人事業所の従業員	
	<input type="checkbox"/> 個人事業所の従業員 (常勤の従業員数 名)	<input type="checkbox"/> 個人事業所の従業員 (常勤の従業員数 名)	
	<input type="checkbox"/> 常に賃金で働いている者	<input type="checkbox"/> 常に賃金で働いている者	
第3種組合員	<input type="checkbox"/> 法人事業所の従業員	<input type="checkbox"/> 法人事業所の従業員	
	<input type="checkbox"/> 個人事業所の従業員 (常勤の従業員数 名)	<input type="checkbox"/> 個人事業所の従業員 (常勤の従業員数 名)	
	<input type="checkbox"/> 常に賃金で働いている者	<input type="checkbox"/> 常に賃金で働いている者	

※ 変更がある場合はご記入願います。

	変 更 前	変 更 後
事業所の名称		
職種		
事業所の所在地		
資格取得年月日	昭・平・令 年 月 日	
変更年月日	令和 年 月 日	
事業主	被保険者証 記号・番号 宮建 A	氏名

※宮建国保の資格取得日が平成9年9月1日以降の場合は、保険証の番号が変更になりますので、これまで使用されていた保険証は返却してください。

必要書類

変更後の種別に応じた確認書類が必要です。(詳しくは裏面を参照願います)

上記のとおり届出いたします。

受付印

宮城県建設業国民健康保険組合理事長 殿

フリガナ

組合員氏名

印

建設業に従事していることを確認するために、下記の書類が必要です。

種別区分	形態区分	必要書類（直近のもので全て写し）
法人事業主	法人事業所の代表者	既に宮建国保の被保険者が法人になった場合①と②を添付 ① 健康保険被保険者適用除外承認申請書 ② 登記簿謄本（全部事項証明書）
第1種組員	法人事業所の役員	法人事業主と同じ確認書類を添付
	一人親方	次の①～③のうち、いずれか1点を添付 ① 労働保険保険料申告書 または 労災保険加入証明書 ② 所得税の確定申告書 B ③ 建設業許可通知書 ※建設業の業種・職種が印字されていない、または直近の書類が提出できない場合は、①～③の他に業種・職種が分かる請負書の提出をお願い致します。
	個人事業主 (常勤の従業員数が5人未満)	次の①～④のうち、いずれか1点を添付 ① 労働保険保険料申告書 または 労災保険加入証明書 ② 所得税の確定申告書 B ③ 建設業許可通知書 ④ 個人事業開始等届出書（税務署へ届出の写） ※建設業の業種・職種が印字されていない、または直近の書類が提出できない場合は、①～④の他に業種・職種が分かる請負書の提出をお願い致します。
第2種組員 (35歳以上)	法人事業所の従業員	次の①と②を添付 ① 健康保険被保険者適用除外承認申請書 ② 雇用証明書
	個人事業所の従業員	次の書類を添付 常勤の場合：雇用証明書 常勤の従業員と比べて労働日数や労働時間が3/4未満の場合：就業証明書および出勤簿 事業主が宮建国保の組員でない場合、次の①～②のうち、いずれか1点を添付 ① 事業所の建設業許可通知書 ② 事業所の労働保険保険料申告書 または 労災保険加入証明書
第3種組員 (35歳未満)		

●日本標準産業分類で定める「大分類 E - 建設業」●

1 一般土木建築工事業	11 左官工事業	17 電気通信・信号装置工事業
2 土木工事業(舗装工事業を除く)	12 板金・金物工事業	①電気通信工事業
①土木工事業(別掲を除く)	①金属製屋根工事業	(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
②造園工事業	②板金工事業	②有線テレビジョン放送設備設置工事業
③しゅんせつ工事業	③建築金物工事業	③信号装置工事業
3 舗装工事業	13 塗装工事業	18 管工事業(さく井工事業を除く)
4 建築工事業(木造建築工事業を除く)	①塗装工事業	①一般管工事業
5 木造建築工事業	(道路標示・区画線工事業を除く)	②冷暖房設備工事業
6 建築リフォーム工事業	②道路標示・区画線工事業	③給排水・衛生設備工事業
7 大工工事業	14 床・内装工事業	④その他の管工事業
①大工工事業(型枠大工工事業を除く)	①床工事業	19 機械器具設置工事業
②型枠大工工事業	②内装工事業	①機械器具設置工事業
8 とび・土工・コンクリート工事業	15 その他の職別工事業	(昇降設備工事業を除く)
①とび工事業	①ガラス工事業	②昇降設備工事業
②土工・コンクリート工事業	②金属製建具工事業	20 その他の設備工事業
③特殊コンクリート工事業	③木製建具工事業	①築炉工事業
9 鉄骨・鉄筋工事業	④屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	②熱絶縁工事業
①鉄骨工事業	⑤防水工事業	③道路標識設置工事業
②鉄筋工事業	⑥はつり・解体工事業	④さく井工事業
10 石工・れんが・タイル・ブロック工事業	⑦他に分類されない職別工事業	21 土木建築サービス業
①石工事業	16 電気工事業	①建築設計業
②れんが工事業	①一般電気工事業	②測量業
③タイル工事業	②電気配線工事業	③その他の土木建築サービス業
④コンクリートブロック工事業		

○理事長が認めた者

事務所の役員 及び 事務員

●建設業法で定める28業種●

1 土木工事業
2 建築工事業
3 大工工事業
4 左官工事業
5 とび・土工工事業
6 石工事業
7 屋根工事業
8 電気工事業
9 管工事業
10 タイル・れんが・ブロック工事業
11 鋼構造物工事業
12 鉄筋工事業
13 ほ装工事業
14 しゅんせつ工事業
15 板金工事業
16 ガラス工事業
17 塗装工事業
18 防水工事業
19 内装仕上工事業
20 機械器具設置工事業
21 熱絶縁工事業
22 電気通信工事業
23 造園工事業
24 さく井工事業
25 建具工事業
26 水道施設工事業
27 消防施設工事業
28 清掃施設工事業